

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、申立期間当時、A社の役員であり、分社化してC社（現在は、D社）を設立した。このことに伴い、私と5人の従業員の厚生年金保険被保険者資格について、A社からC社に移す届書の作成を、社会保険労務士に依頼した。

しかしながら、C社に移籍した私と5人の従業員の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成8年1月1日であるにもかかわらず、A社における同資格の喪失日が7年12月31日となっているため、全員の年金記録が継続していない。

申立期間においても厚生年金保険料を給与から控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本の記録により、申立期間当時、A社及びC社の役員であったことが確認できる。

また、A社における複数の従業員は、申立人を含む移籍した6人の勤務形態について、移籍前と変わらなかったと回答している。

さらに、当時の経理事務担当者は、当該6人全員の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している上、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を平成8年1月1日とすべきところ、誤って7年

12月31日で届け出たと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年11月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（以下「申立事業所」という。現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、申立事業所に、平成7年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日とされている。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している上、申立期間当時、申立人の勤務形態に変更は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る平成7年11月のオンライン記録から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（以下「申立事業所」という。現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、申立事業所に、平成7年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日とされている。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している上、申立期間当時、申立人の勤務形態に変更は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る平成7年11月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（以下「申立事業所」という。現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、申立事業所に、平成7年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同日とされている。申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人が、申立期間に申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、B社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたと回答している上、申立期間当時、申立人の勤務形態に変更は無かったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る平成7年11月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと回答しており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

九州（福岡）国民年金 事案 2845

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間については、昭和 47 年 4 月に就職した後に A 町（現在は、B 市）において国民年金の加入手続を行い、同町役場から国民年金保険料の未納の通知が届いたため、遡って保険料を納付したにもかかわらず、国民年金の未加入期間とされているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿により、申立人は 20 歳到達時の昭和 44 年 * 月 * 日に国民年金強制加入被保険者として資格取得し、45 年 4 月 1 日に同資格を喪失後、47 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として再度資格取得していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間については短期大学に在学中であった旨述べているところ、申立期間当時、短期大学生を含む学生の国民年金への加入は任意とされており、前述の資格取得日（昭和 47 年 4 月 1 日）に係る再加入手続時点においては、申立期間に遡って国民年金に加入することはできないことから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、保険料をまとめて納付したのは一度だけである旨述べているところ、前述の被保険者名簿により、申立期間直後の昭和 47 年度の 1 年間分の保険料は、昭和 49 年 2 月 28 日に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の希望により口頭意見陳述を実施した際に、申立人は、申立期間以後に、過去の保険料未納分を遡って納付することができる期間があ

り、その時に保険料の未納期間は無かったことを両親と話したと記憶しているが、仮に未納期間があったのであれば、その時に納付していたはずである旨陳述しているものの、過去の保険料未納分を遡って納付することができる特例納付制度は、国民年金の強制加入被保険者が対象であり、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、当該制度による保険料納付の対象期間に当たらなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

私はA県に居住していたが、祖母の介護のため昭和 54 年 4 月にB県C市の実家に戻った。私の国民年金については、当時、D県E市に居住していた両親がC市役所で加入手続を行い、国民年金保険料は同市役所又はF社会保険事務所（当時）で納付していたと思う。

その後、祖母が回復し昭和 54 年 12 月にA県に転居することになった時に両親から年金手帳と保険料の領収書を渡された。その時に受け取った年金手帳と領収書は処分して持っていないが、61 年 4 月にG区役所で国民年金の第 3 号被保険者となる手続をした際に、対応した職員にその領収書を見せた記憶があるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が昭和 54 年 4 月頃、C市において国民年金の加入手続を行ったと申し立てしているところ、申立人が現在所持している年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、同市ではなく、G区で払い出されていることがその年金手帳記号番号払出整理簿から確認できる。

また、前述の記号番号は、年金手帳記号番号払出整理簿の申立人の前後の記号番号の払出日及び日本年金機構H事務センターの回答から、申立期間より後の昭和 61 年 2 月以降に払い出されたものと考えられ、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の資格記録は、同年 10 月 6 日に追加入力されていることが確認できることから、申立期間は、このときに生じた未納期間であり、当該追加入力時点では申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

これらのことから、申立人が現在所持している年金手帳の記号番号では、制度上、申立人の両親が申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、両親から渡されたとする年金手帳を既に処分したとしていることから、申立人の主張のとおり申立期間の保険料をC市において納付することが可能な別の記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより同市における記号番号の調査を行ったが、申立人に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親は既に死亡していることから、当該期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について確認することができない。

このほか、申立人及び申立人の両親が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（長崎）厚生年金 事案 5415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月
② 平成 17 年 12 月

A社（以下「申立事業所」という。）に勤務していた期間について、標準賞与額の記録が漏れている可能性があるとして年金事務所から連絡を受けた。

申立期間において申立事業所から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町が提出した申立人に係る「給与支払報告書（個人別明細書）」により、申立人の平成 17 年に係る「給与・賞与支払金額」及び「社会保険料等の金額」の年間総額は確認できる。

しかしながら、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主から回答が得られず、申立人も賞与支給明細書等を所持していないことから、申立期間のそれぞれの標準賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

また、申立事業所の破産管財人は、関連資料を保管していない旨回答しており、申立人の申立期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 10 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、申立期間①について、A社のB市C区に在った事業所に、平成 10 年 3 月 31 日まで勤務していたにもかかわらず、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年 3 月 30 日と記録されている。

また、申立期間②について、D社（現在は、E社）に平成 10 年 4 月 1 日から勤務し、異動日ははっきりと記憶していないが、同社の事業主が経営していたF社（現在は、G社）に異動し、同年 11 月 30 日まで引き続き勤務したにもかかわらず、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に平成 10 年 3 月末まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てしているところ、申立人が所持する同年 4 月分（平成 10 年 4 月 27 日付け振り込み。）の給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A社の申立期間①当時の給与の締め日は毎月 20 日であったとしているところ、前述の給与明細書の勤怠状況を見ると、出勤日数は 10 日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、A社における申立人に係る離

職日は、平成10年3月30日となっていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間における勤務実態等について回答を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が平成10年4月分の給与から申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できるが、当該期間については、申立人はA社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、F社の被保険者資格の取得日は平成10年4月1日、離職日は同年11月30日であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同様に、平成10年9月1日にD社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日にF社に係る同被保険者資格を取得した複数の者に、申立人の申立期間②における勤務実態等について照会を行ったものの回答を得られない上、これらの者のうち複数の者については、当該期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、E社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成10年9月1日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同社の事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料は控除していないと回答している。

さらに、G社の現在の事業主は、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の給与からの控除等については確認できないと回答している。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月から24年12月まで
② 昭和25年1月から27年12月まで
③ 昭和28年1月から31年12月まで
④ 昭和32年1月から36年12月2日まで
⑤ 昭和37年6月7日から38年12月まで
⑥ 昭和40年10月から41年1月1日まで
⑦ 昭和41年11月1日から42年6月22日まで
⑧ 昭和43年1月から同年3月まで
⑨ 昭和43年10月

私は、申立期間①については、A氏又はB氏がC県D郡において所有していたE丸に、申立期間②については、F氏がC県D郡において所有していたG丸又はH丸に、船員として乗り組んでいた。

申立期間③については、I氏がJ市において所有していたK丸又はL丸に、申立期間④及び⑤については、I氏がJ市において所有していたM丸に、申立期間⑥については、N氏がJ市において所有していたO丸に、申立期間⑦については、P氏がC県D郡において所有していたQ丸に、申立期間⑧については、R氏がC県D郡において所有していたS丸に、申立期間⑨については、T氏がC県D郡において所有していたH丸に、船員として乗り組んでいた。

いずれも船員保険の被保険者記録が確認できないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A氏又はB氏が所有していたE丸に乗

り組んでいたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「A」及び「B」という名称の適用船舶所有者（以下「適用事業所」という。）が確認できる。

しかしながら、いずれの適用事業所も船員保険の適用年月日は昭和 33 年 12 月 1 日であることから、申立期間①は同保険の適用が無い期間である。

なお、「A」は昭和 36 年 12 月 24 日付け、「B」は 49 年 9 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であるため、申立人の申立期間①に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、F氏が所有していたG丸又はH丸に乗り組んでいたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「F」という名称の適用事業所が確認できる。

しかしながら、「F」は昭和 34 年 8 月 25 日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が不明であるため、申立人の申立期間②に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、「F」に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間②の船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、「F」の船員保険の適用年月日は昭和 25 年 2 月 1 日であり、申立期間②の一部は同保険の適用前の期間である上、前述の被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立期間③から⑤までについて、申立人は、I氏が所有していたK丸、L丸、M丸に乗り組んでいたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「I」及び「V社」（代表取締役は、I氏）という名称の適用事業所が確認できる。

しかしながら、「I」及び「V社」は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間③から⑤までに係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、「I」及び「V社」に係る船員保険被保険者名簿により申立期間③から⑤までの船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間⑤のうち、昭和 37 年 6 月 7 日から 38 年 2 月 11 日まで
は、「V社」（事業所整理記号は、*）は船員保険の適用期間であるが、
同年 2 月 12 日から同年 12 月までの期間において、「I」又は「V社」と
いう名称の適用事業所は見当たらない。

4 申立期間⑥について、申立人は、N氏が所有していたO丸に乗り組んで
いたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「N」という名
称の適用事業所が確認できる。

しかしながら、前述の名簿によれば「N」の船員保険の適用年月日は昭
和 41 年 1 月 1 日であることから、申立期間⑥は同保険の適用が無い期間で
ある。

また、「N」は昭和 43 年 3 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっており、
当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間⑥に係る船員保
険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、「N」に係る船員保険被保険者名簿により申立期間⑥後の船員
保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に、申立人の当該期間に係る勤
務実態及び船員保険料の控除について照会したが、回答を得ることができ
ない。

加えて、前述の被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳に
よれば、申立人の「N」に係る船員保険被保険者資格の取得日は昭和 41 年
1 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

5 申立期間⑦について、申立人は、P氏が所有していたQ丸に乗り組んで
いたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「W」及び
「X」という名称の適用事業所が確認できる。

しかしながら、「W」が適用事業所であった期間は昭和 30 年 2 月 10 日
から同年 9 月 5 日までの期間であることから、申立期間⑦は船員保険の適
用が無い期間である。

また、「X」が適用事業所であった期間は昭和 35 年 11 月 10 日から 44
年 12 月 17 日までの期間であることから、申立期間⑦は船員保険の適用期
間であるものの、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、当時
の事業主は所在が不明であるため、申立人の当該期間に係る船員保険の加
入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、「X」に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認でき
ない上、整理番号に欠番は無い。

6 申立期間⑧について、申立人は、R氏が所有していたS丸に乗り組んで
いたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、「Y」という名

称の適用事業所が確認でき、当該期間に同事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる同僚の一人は、期間の特定はできないものの、自身と同じ船団であったS丸に申立人が乗り組んでいた旨を回答している。

しかしながら、「Y」は平成13年8月3日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間⑧に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、「Y」に係る船員保険被保険者名簿により申立期間⑧に船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の船員保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したが、申立期間⑧に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無い。

7 申立期間⑨について、申立人は、T氏が所有していたH丸に乗り組んでいたと主張しているところ、適用船舶所有者名簿により、代表取締役がZ氏である「a社」という名称の適用事業所が確認できる。

しかしながら、「a社」は平成7年7月13日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、申立期間⑨後の代表取締役は資料を保管していないと回答しており、申立人の当該期間に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、「a社」に係る船員保険被保険者名簿により申立期間⑨の船員保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について回答を得ることができない。

さらに、前述の被保険者名簿を確認したが、申立期間⑨に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無い。

8 申立人に係る船員保険被保険者台帳によれば、申立期間の船員保険被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 5418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月30日から25年12月1日まで
② 昭和27年2月29日から28年2月1日まで
③ 昭和29年6月26日から34年10月1日まで

私は、A事業所（厚生年金保険の適用事業所名は、B事業所）に昭和22年6月25日から25年11月30日まで勤務し、その後、同じグループ内の事業所であるC事業所（後の、D社）に同年12月1日から28年1月31日まで、E事業所に同年7月17日から34年9月30日まで、F職やG職として、途中で退職することなく勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に係る給与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、そのうちの一人が申立人を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間の一部についてA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、昭和28年7月29日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主については居所不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることができない。

また、前述の同僚からも申立期間①の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての具体的な回答は得られない。

さらに、A事業所に係る被保険者名簿により確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な処理は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が姓のみを挙げている同僚のうち、C事業所に係る被保険者名簿により当該姓が一致する者を含む複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての具体的な回答は得られない。

また、前述の同僚一人は、申立期間②当時のC事業所に係る社会保険事務担当者の姓及びおおよその年齢を記憶しているところ、同事業所に係る被保険者名簿により当該事務担当者と考えられる者の記載が確認できるものの、既に死亡しており、当該期間の厚生年金保険に係る具体的な取扱いについて確認することができない。

さらに、C事業所は、平成23年6月8日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の事業主は居所不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料を得ることができない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のC事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなどの不自然な処理は見当たらない。

- 3 申立期間③について、E事業所に係る被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等についての具体的な回答は得られない。

また、E事業所は、昭和35年7月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間③当時の事業主については居所不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、E事業所に係る被保険者名簿により確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険手帳記号番号払出簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録と一致している上、遡って訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

4 申立人は、A事業所、C事業所及びE事業所（以下「3か所の申立事業所」という。）は全て同じグループ内の会社であったことから、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者記録は途切れていないはずだと述べているが、3か所の申立事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、それぞれ事業主が相違しており、申立人が記憶している事業主の氏名は商業法人登記簿からも確認できず、それぞれの事業主の関係性も不明であることから、3か所の申立事業所がグループ会社であったことが確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。